

飛鳥・奈良朝における地震対策

— 天平六年地震を中心に —

弘 胤 佑
(2015年10月5日受理)

The Earthquake Measure in the Asuka-Nara Period
— A case study of tenpyo 6 (A.D734) earthquake —

Yu Hirotane

Abstract: This article identifies the actual state of the earthquake measures in the eighth century. Before the Taika Reform, as the feature of the earthquake measures before enforcing so-called Ritsuryo nationwide, it could be listed up the religious ceremony of “God of earthquake” based on an ancient nature of God faith. It was recognized that God faith and disasters brought closer together among those who at the time. In the Tenmu period, along with forming the political system of a state, the circumstances of damage had been described in detail through reporting from each local government to the central government. The earthquake damage information system centered by the government was established through developing the local government system. The establishment of Ritsuryo state that the government aimed was completed with Ritsuryo enactment in Taiho 1 (701). The government management was conducted by adapting regulation in various situations of administrative affairs and policy planning as well as the earthquake measures. Under the Ritsuryo state, the earthquakes were significant matters to send Chieki (馳駅) and there was also a comprehensive regulation to adequate earthquake damage. In addition, through Tenpyo 6 earthquakes in not only “*Shokunihongi* (続日本紀)” but also “*Izumonokunikeikaicho* (出雲国計会帳)”, the central government and each local government brought closer together by the system of “*Kenshi* (遣使)” and “*I* (移)” and it had been identified that they dealt with earthquakes.

Key words: disaster, earthquake, “*I*”, “*Izumonokunikeikaicho*”

キーワード：災害，地震，移，出雲国計会帳

はじめに

日本は古代から地震・噴火・洪水など様々な災害に見舞われる「災害大国」であり、人々は常に自然災害と隣り合わせで生活を営んできた。近年、東日本大震災を始めとして自然災害が多く発生し、被災地の人々

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：下向井龍彦（主任指導教員）、畠中和生、
由井義通、熊原康博

に大きな惨禍をもたらし日本中が深い悲しみに沈んだ。そのなかで歴史学には、被災歴史資料の救援活動への取り組みとともに、過去の自然災害の実態と災害への人々の向き合い方を探り、将来の災害に備える教訓を引き出すために、古地震学などと連携した災害史研究のいっそうの進展が求められている。日本史学の分野においても文献史学では保立道久氏^①や高橋一夫氏・田中弘明氏^②等をはじめとして様々な著書が出され、考古学では古代の災害を災害痕跡の発掘成果から探る研究^③も行われており、個別的な災害被害の実態についてはかなり明らかになってきている。

しかし、これまでの研究成果には、律令国家の災害対策を時間軸において系統的に捉え、その特徴や変遷を明らかにしていこうとする視点が欠けているように思われる。たとえば安田政彦氏は「災害復興」をテーマとして古代から現代に至るまでの災害について整理されている⁽⁴⁾が、個別事例の羅列的な研究に留まっている。律令国家の災害対策を的確に捉えていくためには、災害の個別的分析だけでなく律令国家の国家理念や律令国家展開の諸段階に照らして災害対策を把握する視点が必要不可欠である。なぜなら、政府主導による対策の立案・実行が不可能な国造制・伴造制に依拠する大化前代の大和政権による災害対策と、律令に基づいて政府が中央集権的に全国を統治する律令国家の下での災害対策、さらにはその中央集権体制が弛緩していく9世紀以降とでは、災害対策の理念も内容も実効性も大きく変化すると考えられるからである。

そこで本稿では対象とする災害を地震に絞り、大化前代から検討をはじめ、律令国家の形成過程から8世紀の地震対策を分析し、律令国家による地震対策の内容と特徴を明らかにしていきたい。特に天平六(734)年の近畿地方で発生した地震については『続日本紀』に地震発生以後の様々な対策記事がみえ、『出雲国計会帳』にその対策の実行過程を示す貴重な史料が残存しているため、より詳細な分析を加えることで律令国家による地震対策の実行過程の復元を試みたい。

1. 大宝令以前の地震と地震対策

1-1. 大化前代の地震と地震対策

地震の初見史料は『日本書紀』允恭五(416)年七月十四日条の「地震」記事である。この地震記事は葛城氏の一族である玉田宿禰に関わる政治的事件とともに記録されている⁽⁵⁾。この地震記事で注目すべき点は、亡き反正天皇の遺体を安置する殯宮の地震被害の確認のため、允恭天皇が尾張連吾襲を殯宮に遣わしたところ、豪族たちはみな殯宮に集まっていたが、殯の責任者玉田宿禰は酒宴中で殯宮にいなかったという点である。この後の記述が玉田宿禰の管理責任問題へと話題がすり替わっているから、殯宮に被害はなかったと考えられる。これらのことから、①殯宮に被害がほとんどないほど軽微な地震であったこと、②それでも朝廷近くの重要施設に対し被害調査が行われていること(特に亡き反正の霊が籠もる殯宮の状況調査)、③豪族たちが命じなくても殯宮に集合し、殯宮の被害状況を心配していることがわかる。殯宮の地震被害の有無に対して豪族たちが関心を持つということは、殯宮の地震被害が不吉なもの(あるいはその兆候)として捉え

られていたということであり、その被害如何によっては「反正の霊」や後述する「地震神」の祟りと判断され、何らかの祭祀的対策がとられたのではなからうか。

史料上初めての大規模地震は『日本書紀』推古七(599)年四月二十七日条「地動舎屋悉破、則令四方、俾祭地震神」の記事である。大和国を中心に近畿地方を震源とする地震でマグニチュード7.0と推定される⁽⁶⁾。允恭紀の地震記事から類推するなら、飛鳥の宮の殿舎や神社・寺院・陵墓の損害調査が行われ、破損状況に応じて修理・再建や祭祀的対策がなされたであろう。

ここでは「四方」に命じて「地震神」を祀らせるという対策をとっていることが注目される⁽⁷⁾。大化期の「四方」諸国は畿内を除く全国を指すと考えられ⁽⁸⁾、この時期の「四方」はそれより狭い範囲かもしれないが、飛鳥で「舎屋悉破」という大被害をもたらした大地震に対して、必ずしも被害地域ではない広域の「四方」の国造ら地方在地首長層に命じて「地震神」を祭らせたのであろう。「四方」在地首長層に祭祀を命じた「地震神」が、それまで各地の在地首長によって祀られてきた既存の著名な地震神なのか、聖徳太子が主導する推古朝の朝廷が新たに地震神祭祀を創始させたのかは判定しがたい。だが、私は「四方」という広域性から、前者の個別地域内の地震祭祀を吸収・編成し、同時に新設させて国造らに行わせた、後者だと考える。推古朝政府は、地震の鎮静・防止を祈願することによって人々の地震への恐怖・不安の払拭効果を果たす「地震神」祭祀を、政府主導で行おうとしたのである。このことはまた、地震神祭祀をテコとして被災地以外の広範囲の国造・在地伴造に対する推古朝政府の統制強化という効果を果たしたのではないか。このように捉えると、地震対策の歴史で推古朝は一つの画期をなすと考えられる。また、この地震対策は岡田重精氏が述べている「災害が神の咎や祟りの結果であり、それは、神祇への請罪や聖徳によって鎮められる」という当時の災害観(地震観)⁽⁹⁾を反映している。推古七年の地震対策は、地震を起こした神の怒りを鎮める祭祀を「四方」に行うことによって、広範囲にわたる政府の統制力を強めることを意図していた地震対策として位置づけられ、律令国家形成期の地震対策としても長く受け継がれていく。

1-2. 律令国家形成期の地震と地震対策

天武期に入ると規模の大きい地震が二つ発生している。一つは『日本書紀』天武七(679)年十二月条の記事で次のようなものである。

是月、筑紫国大地震、之、地裂広二丈、長三千余丈、百姓舎屋、毎村多仆壊、是時、百姓一家有岡上、

当_レ于地動夕_レ、以岡崩処遷、然家既全、而無_レ破壞_レ、家人不_レ知_レ岡崩家避_レ、但会明後、知以大驚焉、

筑紫国で起きた地震のマグニチュードは6.5~7.5であると推測されている。福岡県久留米市では筑後国衙跡を含む多数の遺跡で地割れ・液状化の痕跡が見つかっており、この地震の起震断層が水縄断層であることが判明している⁽¹⁰⁾。

『日本書紀』記事によれば、大きな地割れや家屋の崩壊が起こり、丘の上にある家屋がそのまま丘ごと地滑りし、寝ていた人がその地滑りに気付かないまま夜を過ごし、翌朝目が醒めて大いに驚いたという。この克明な被害状況は筑紫大宰(惣領)－国宰⁽¹¹⁾による(百姓などへの聞き取りを含む)被害調査なしには記述できるものではない。天武朝にはこのような地震調査報告ができるほど地方行政制度が整備されつつあったのである。なお『豊後国風土記』にはこの地震によって五馬山(大分県日田市天瀬町五馬市付近)の谷の崩落によって温泉が生まれたとの記述も存在する⁽¹²⁾。

もう一つの地震は『日本書紀』天武十三(684)年十月十四日条の記事であり、次のように記録されている。

逮_レ于人定_レ、大地震、举_レ国男女叫唱、不_レ知_レ東西_レ、則山崩河涌、諸国郡官舍、及百姓倉屋、寺塔神社、破壊之類、不_レ可_レ勝数_レ、由_レ是、人民及六畜、多死_レ傷之_レ、時伊予湯泉、没而不_レ出、土左国田苑五十余万頃没_レ海、古老曰、若_レ是地動、未_レ曾有_レ也、是夕、有_レ鳴声_レ如_レ鼓、聞_レ于東方_レ、有人曰、伊豆嶋西北二面、自然增益、三百余丈、更為_レ一嶋、則如_レ鼓音者、神造_レ是嶋_レ響也、

この地震は白鳳南海地震と呼ばれる地震であり、南海トラフ沿いのプレート境界型地震である。現在も沿岸の湖沼にはこの地震の津波の痕跡がはっきりと残っている⁽¹³⁾。マグニチュードは8.25と推測され、大きな被害を生みだした。寝入りばな(「人定」は寝る頃の意)に発生したこの地震によって国を挙げて男女が叫び逃げ惑い、山崩れや河川の増水が発生し、あるいは諸国の官舎や百姓の家屋、寺、塔、神社等の破壊が相次ぎ、人畜が多数死傷した。また伊予の道後温泉の湯が止まり、土佐国の田地(約10万km²)が水浸しとなり、これ程の大地震は未だかつてないものであったという。また同日夕方には伊豆の方から鼓のように音が和盆地まで轟いてきたということも記録されている。加えてこの地震による更なる被害が報告され、『日本書紀』天武十三(684)年十一月三日条には「土佐国司言、大潮高騰、海水飄蕩、由_レ是運調船多放失焉、」

と土佐国において調を運ぶ船が高波にのまれて多く沈没してしまったとあり、同天武十四(685)年四月四日条には「紀伊国司言、牟婁温泉、没而不_レ出也、」と紀伊国において牟婁温泉(和歌山県白浜温泉の一部となっている湯崎温泉)が土砂で埋もれて湯が出なくなったとある。白鳳南海地震の被害範囲の広さがうかがえる。しかし、この地震で強調しておきたいのは、天武七年筑後国地震の場合よりも更に詳細に、土佐国・紀伊国両国の国司(国宰)が被害を中央政府に報告していることである。「国郡官舎」「百姓倉屋」「寺塔神社」の破損状況、「人民」「六畜」死傷数が「諸国」で調査・報告されたことがうかがわれ、伊予国・土佐国からは特記すべき損害(温泉埋没、広大な耕地海損)も報告されていた。被害報告の基本項目はすでにマニュアル化されていたであろうこと、したがって被害報告は義務づけられていたことが推察される。天武七年地震の教訓と地方行政機構の整備がもたらしたものである。飛鳥浄御原令制定以前であるが、公式令国有瑞条につながるような単行法はすでに定められていたのである。

以上述べてきた二つの天武朝の地震に対して政府はどのような対策を行ったのだろうか。その詳細を知ることにはできないが、地震報告を義務づけておいて何の対策もしないはずはない。破損した「国郡官舎」「寺塔神社」の修理再建を最優先としただろう。また前述のように、大化前代以来、古来の神祇信仰と地震災害を結び付ける災害観のもとでの「地震神」祭祀が行われてきたが、推古七年に創始された「四方」における「地震神」祭祀を受け継ぎ、天武朝の地震対策でも同様の「地震神」祭祀が行われた可能性がある。また被災地においては地震が自らの生活への直接的なダメージ(家屋崩壊、田畑損傷など)をもたらしたのであり、被害前の生活を取り戻すための復興を行っていたはずである。建設途上の律令国家の「撫民イデオロギー」(徳政・公民保護)を先取りする教宣的な政策が行われた可能性があり、天皇の有徳と建設途上の律令国家の公民保護機能を試す場になった可能性がある。惣領－国宰－評造を通して被害調査したわけだから、同じく惣領－国宰－評造を通して一定の救済策が行われたはずであるが、国宰管理下の稲の蓄積はまだたいした量ではないだろうから、国宰管理下の稲による組織的救済はなしえなかったのではないかと。むしろ評造ら在地首長層の領域内民衆との伝統的支配関係にもとづく稲蓄積(田租・公出挙の源流)に依存する被災者救済がなされたことが想定され、それは大化前代の国造制下の被災者救済の一般的なかたちだったのではないだろうか⁽¹⁴⁾。『日本書紀』欽明天皇二十八(567)年「郡国大水、

飢、或人相食、軫_レ傍郡穀_ニ以相救」の記事は漢書元帝紀からの転載であるが、在地首長の稲穀による救済と在地首長間の救済救援を推察させる。

2. 令規定上の地震対策

大化改新以降、政府が目指してきた律令国家建設が大宝元（701）年の大宝律令制定によって完成し、令規定が行政事務や政策立案のあらゆる場面で適用され、政治運営がなされる。そこで本節ではある国で地震が発生したとして、法制上どのような規定を組み合わせ対応がなされることが想定されていたかを検討する。

2-1. 地震発生と報告

ある国で地震が発生した場合、国司は公式令国有瑞条「凡国有_二大瑞及軍機、災異、疫疾、境外消息_一者、各遣_レ使馳駟申上、」の規定に基づいて、最速の伝達手段である「馳駟奏言」によって都へ地震発生を報告する。律令国家にとって地震は祥瑞や軍事問題と並んで緊急対応を要する最重要事項であったのである。「馳駟奏言」は太政官または中務省（『西宮記』臨時8飛駟）に提出され、太政官から天皇に奏上される。

2-2. 政府の対応と指示

各国から「馳駟」で地震発生を報告を受けた政府は、天皇の指示によりただちに陰陽寮が天文密奏し（雑令秘書玄象条「若有_二微祥災異_一、陰陽寮奏」）、議政官会議を開いて被害状況と「地震原因」を占した陰陽寮占文をもとに対策を協議するとともに、より詳細な被害報告を求める勅符・官符（報符）を発する（公式令飛駟式条・同受事条・『西宮記』）。その結果、天平十六（744）年の「肥後国雷雨地震」の時のように、国衙からは郡を通して収集した「八代、天草、芦北三郡官舎、并田二百九十余町、民家四百七十余区、人千五百廿余口被_二水漂没_一、山崩二百八十余所、有_二庄死人卅余人_一」⁽⁴⁵⁾のような詳細な被害報告が提出される。

後述する天平六年の事例を踏まえると、宮都に被害をもたらした大地震の場合には各国からの被害状況の報告を待たずに即座に特定諸国または全国に被害状況調査命令を発している。なお天文密奏は役目を果たしたあと中務省で保管され、国史編纂にあたって必須資料となる。六国史には地震被害や対応策の明示されていない「地震」「地動」などの記述が多くみられるが、それは地震の有無が天皇の徳・不徳に直結する災異思想を背景としながら、この規定に基づいて地震を細大漏らさず国史に記載したからであろう。

政府は地方から集まってきた地震被害報告を受け

て、対策会議を続け対策の指示を行うことになる。後述する天平六年の地震対策では、『出雲国計会帳』によってその地震対策の実施過程を再現することができる。基本的には太政官符を「移」文書によって各国を運送する方式と「神社検看使」や「諱所八処及有功王之墓検看使」、「百姓所疾苦」の調査使などを派遣して調査指示と結果回収を担わせる方式の二つのパターンを駆使して全国各地への対策指示を行っていたことがわかるが、詳しくは第3節にて後述する。また、天平十七年地震の際に行われた読経や前記した天平十六年肥後国雷雨地震の際に行われた賑恤（賑給）も行われた。

2-3. 各国の対応

政府に地震被害を「馳駟」によって報告した各国は政府が指示する政策だけでなく、その被害に応じて対応を講じていたと思われることが令規定から読み取れる。戸令国守巡行条には「凡国守、毎_レ年一_レ巡_レ行属郡_一、観_レ風俗_一、問_レ百年_一、録_レ囚徒_一、理冤枉、詳_レ察政刑得失_一、知_レ百姓所_レ患苦_一、」とあり、国司は毎年必ず国内の巡行を行って統治する国内の百姓の「患苦」状況を把握するよう規定されていた。地震が発生した場合にはなおさら国司は郡司を通して被害状況と百姓「患苦」の把握を行ったはずである。また、賦役令水旱条には「国司検_レ実_一」とあり、被害の実態調査を行っており、その結果を受けて様々な対応を令規定に基づいて実行していくのである。

まず、田地への被害である。賦役令水旱条には「凡田有_二水旱蟲霜_一、不熟之处、国司検_レ実_一具録申_レ官、十分損_二五分以上_一免_レ租、損_二七分_一、免_レ租調_一、損_二八分以上_一、課役俱免、」とある。早魃・害虫や洪水による田地への被害を念頭に置いた規定であるものの、地震による川の決壊や土砂崩れ・土石流が田地へ被害をもたらすため、地震による田地被害にも適用されたと考えられる。水田の損害が五分以上であれば租を免除し、七分以上であれば租・調を免除し、八分以上であれば課役を免除するという。慶雲三（704）年には被害を受けた戸数によって対応の仕方が定められ、被害戸数が49戸以下なら国司の裁量による免除後に太政官に処分を事後報告し、50戸以上なら国司が太政官に報告し、300戸以上であれば奏聞することになった⁽⁴⁶⁾。田地被害は百姓の生活や地方財源に大きな影響を及ぼすため、天皇の徳政・撫民を示すためにも詳細な救済規定が定められているのである。

また、地震によって堤防・津・道路・橋など公共施設への被害も想定される。その造営・修理は基本的に雑徭によって行われるが、令規定には次のような詳細な修繕規定がある。例えば、營繕令近大水条には堤防

修繕について、「凡近大水、有堤防之處、¹国郡司、以時檢行、若須修理、每秋収訖、量功多少、自近及遠、差人夫修理、²若洪水汎溢、毀壞堤防、交為人患者、先即修營、下拘時限、応役五百人以上者、且役且申、〈若要急者。軍団兵士亦得通役〉所役不得過五日、³とあり、Ⅰ通常修理の場合と、Ⅱ緊急時（急な洪水等による堤防決壊）の修理の場合とが定められ、緊急時の場合には、その時期を問わず早急に修理すべきとし、500人以上の人夫を動員する場合にはその都度政府に報告をし、また軍団兵士を動員することも可能であるとしている。また、管轄令津橋道路条には津・橋・道路の修繕について、「凡津橋道路、¹毎年起九月半、当界修理、十月使訖、²其要路陥壞、停水、交廢行旅者、不拘時月、量差人夫修理、非当司能弁者、申請、³とあり、Ⅰの通常修理の規定とⅡの被害発生に対する規定が分かれている。特に後者は災害等により、主要道路が使用不可能になった場合には、国司が時月に関わらず、裁量によって人夫を差し出して修理し、また国で対応できない大きな被害が出た時には、政府に申請するように定めている。港湾・橋・道路・堤防の基本的な修理は被害発生国の国司が主導して雑徭によって修理し、被害の程度によっては政府が主導することになっている。主要道路の被害によって人や物の動きが止まることは、律令国家の停滞を招くことになるため、積極的に対応していこうとしている。

最後に地震被害にあった人々の生活を維持していくための賑給について触れておかなければならない。賑給は天皇の徳政として高齢者・貧窮者・災害被害者などに稲穀を支給する制度であり、地震発生に際して度々実施されている被災者救済制度である。戸令遭水旱条には「凡遭水旱災蝗、不熟之處、少糧、¹須賑給者、国郡檢実、預申太政官奏聞、²とあり、水旱災蝗による田地被害が起こった場合には国司や郡司が秋収時の損田調査によって被害に応じて太政官に報告した上で賑給することが定められている。不熟による越冬食料不足の支援である。しかし地震被害で賑給が必要となる場合、田地被害だけでなく家屋・備蓄食料も喪失し、恐怖・不安・絶望から撫民としての天皇＝政府の救済が強く求められるはずであるから、被害直後から政府主導の賑給が必要になる。賑給は、①戸令遭水旱条に基づいて諸国が申請して実施に至る一国対応形式のものと②政府主導で全国的に行われるものの二つに分類でき、地方と中央の双方から災害発生をきっかけとして実施されていたことが明らかになっている⁽¹⁷⁾。

3. 8世紀の地震対策

8世紀に入ると史料上地震総数が7世紀よりも増加する。これは7世紀よりも地震の発生そのものが増えたからかもしれないが、律令国家の中央集権的支配体制が整備され、前節で述べたように令の諸規定によって地震の発生報告と記録と対応が制度化され、それに伴って地震記録が丁寧につけられるようになったからである。本節では天平六（734）年の地震対策を中心として、8世紀の地震対策について分析していきたい。

3-1. 大宝～靈龜年間の地震と地震対策

大宝元（701）年三月二十六日、丹波国において3日間地震が続いた⁽¹⁸⁾。この地震に対する被害や対応は明記されていないが、京都府舞鶴市の志高遺跡や綾部市の青野西遺跡で、この頃に激しい揺れがあったことが確認された⁽¹⁹⁾。3日間続いたとあることは、大宝令施行直前ではあるが、ほぼ前節でみた令制の規定（浄御原令）に則り丹波国から政府に緊急報告がなされたことを物語る。

また、大宝二（702）年八月八日には「倭健命墓」が揺れ、それに対して「遣使祭^レ之」が行われている⁽²⁰⁾。特定陵墓の単独振動が地震によるものかどうかはわからないが、祖霊の一つ倭健命陵が振動によって何らかの警告を発信しているときとみなし、遣使祭祀によってその鎮静をはかっている。この遣使祭祀という対応は推古朝の地震神祭祀に遡ることができ、推古朝以来の対応を律令国家は継承している。律令国家は災異思想にもとづく対応だけでなく伝統的神祇祭祀による対応も合わせ行っているのである。

慶雲四（707）年六月二十三日には地震によって木々が多く倒れたため、禁中において仁王経が講じられ、その結果「木皆々如^レ故、鬼神悉逃去」している⁽²¹⁾。この対策において注目されるのは①「鬼神」が地震をもたす存在であること、②「鬼神」が仁王経の講読によって逃去していること、である。「鬼神」が地震を起こす霊力をもつ存在として認識されており、仏教經典の力（この場合には仁王経）によって取り除くことができるという仏教的な地震鎮静化対策が有効なものとして認識されていたのである。仏教の經典の講読や読経などの仏教対策はこれ以後の地震対策として定着し、特に後述の天平十七年の地震では聖武天皇が多用する。

和銅八（靈龜元715）年5月25日に遠江国で地震が発生しており（マグニチュード6.5～7.5）、龐玉川（馬込川）の塞き止による「敷智・長下・石田」三郡の民家・田への水没被害が、翌26日には三河国で地震が起こり（マグニチュード6.5～7.0）、正倉・民家への被害が政

府に報告されている⁽²²⁾。第2節で述べたように地方行政制度を通じた詳細な報告が政府へなされており、『続日本紀』に対策の指示は見られないものの、令規定を適用しながら被害救済が行われたと想定される。

3-2. 『続日本紀』にみる天平六年地震対策

天平六(734)年四月七日には近畿地方を中心として大規模な地震が発生した。この地震はその被害状況や対策が詳細に記録されており、当時の地震対策を読み取る格好の事例といえる。まず、地震被害は次のように記録されている。

A 『続日本紀』天平六年四月七日条

地震、壊_レ天下百姓廬舍_一、压死者多、山崩川擁、地往々圻裂、不_レ可_レ勝数_一、

地震発生によって、天下の百姓の家屋が破壊され、压死するものが多く、山崩れや川の増水が発生し、地割れが数えきれない程各地で見られたというのである。都を襲ったこの地震に対して次の対策がみられる。

B 『続日本紀』天平六年四月十二日条

遣_レ使畿内七道諸国_一、檢_レ看_レ被災地震_一神社_上、

C 『続日本紀』天平六年四月十七日条

a 宜_レ遣_レ諸王・真人_一、副_レ土師宿祢一人_一、檢_レ看_レ諱所八処及有_レ功王之墓_一、b 又詔曰、地震之災、恐_レ由_レ政事有_レ闕_一、凡_レ厥庶寮勉理_レ職事_一、自今以後、若不_レ改勵_一、隨_レ其状迹_一、必將_レ貶黜_一焉

D 『続日本紀』天平六年四月二十一日条

a 遣_レ使於京及畿内_一、問_レ百姓所_レ疾苦_一、詔曰、比日天地之災、有_レ異_レ於常_一、思、朕撫育之化、於_レ汝百姓_一有_レ所_レ闕失_一、今故_レ遣_レ使者問_レ其疾苦_一、宜_レ知_レ朕意_一焉、b 諸道節度使事既訖、於_レ是令_レ国司主典已上掌_レ知其事_一、

E 『続日本紀』天平六年四月二十三日条⁽²³⁾

許_レ東海、東山、山陰道諸国_一買牛馬_一出_レ墾_一、又免_レ諸道健兒儲士選士、田租并雜徭之半_一、

F 『続日本紀』天平六年五月二十八日条

a 太政官奏偁、左右京百姓、夏輸_レ徭錢_一、甚不_レ堪_一、宜_レ其正丁次丁自_レ九月始_レ輸_レ之_一、少丁_一勿輸、b 又天平四年亢旱以来、百姓貧乏、宜_レ限_レ一年_一借_レ貸_レ左右京、芳野、和泉、四畿内百姓大稅_一、c 又大倭国十四郡公私拳稻、每_レ郡有_レ之_一、愚民競貸、至_レ于責徵_一、不_レ能_レ尽備_一、資財既罄、遂償_レ田宅_一、而每年廻拳、取_レ利過_レ本_一、及父負物徵_レ不_レ知_レ情妻子_一、子負物徵_レ不_レ知_レ情父母_一者、自今以後、皆悉禁_レ斷_一之_一、奏_レ可_レ之_一、

G 『続日本紀』天平六年六月十四日条

大倭国葛下郡人、白丁花口宮麻呂、散_レ已私稻_一、救_レ養貧乏_一、仍賜_レ少初位_一、

H 『続日本紀』天平六年七月十二日条

詔曰、朕撫_レ育黎元_一、稍歷_レ年歲_一、風化尚擁、囹圄未_レ空_一、通且忘_レ寐_一、憂勞在_レ茲_一、頃者天顯見_レ異_一、地数震動、良由_レ朕訓導不_レ明_一、民多入_レ罪_一、責在_レ予一人_一、非_レ闕_レ兆庶_一、宜_レ令_レ存_レ寬宥_一而登_レ仁寿_一、蕩_レ瑕穢_一而許_レ自新_一、可_レ大_レ赦天下_一、其犯_レ八虐_一、故殺人、謀殺殺訖、別勅長禁、劫賊傷_レ人_一、官人・史生枉_レ法受_レ財_一、盜_レ所_レ監臨_一、造偽至_レ死_一、掠_レ良人_一為_レ奴婢_一、強盜窃盜及常赦所_レ不_レ免_一、並不_レ在_レ赦例_一、

B 発生から5日後の四月十二日に畿内七道諸国に使を派遣し、地震被害のあった神社を調査させ、Ca また発生から10日後の四月十七日には諸王・真人姓官人に土師宿祢(諸陵寮所属の土部)を一人付けて天皇の墓と功のあった王の墓⁽²⁴⁾を調査させている。Cb 同日には天皇の詔も出されており、地震の原因は「失政」にあったとし、諸司官人に対して職務に勉励するよう命じ、改めなければ降格処分するとしている。

Da 発生から14日後の四月二十一日には京および畿内に使を派遣して、百姓の被災状況を調査させており、同日出された詔の中では最近の災害の異常さは天皇自らの百姓に対する撫育政策に欠陥があったとして、災害への天皇自らの責任を表明している。Db 同日、天平四(732)年以来、渤海との軍事同盟にもとづく対新羅示威策として実施してきた節度使の戦時体制の任務が終了し⁽²⁵⁾、E その2日後、東海東山山陰三道諸国の臨戦体制から平時体制への復帰を告げる牛馬の売買・出墾禁止措置の解除が行われた。今回の地震を引き起こした失政(「政事有_レ闕_一」)と百姓撫育策の欠陥(「朕撫育之化、於_レ汝百姓_一有_レ所_レ闕失_一」)が、諸道節度使による臨戦態勢とそれによる百姓の加重負担であったことを暗に認めており、地震被害が節度使の臨戦態勢の解除を促進する役割を果たしたというべきであろう。五月二十八日の太政官奏とその勅許、すなわち Fa 左右京内百姓正丁次丁の夏期(四月~六月)輪納調銭を九月以降に延期と少丁からの輪納免除、Fb 畿内百姓への大税借貸(無利子貸付)、Fc 大和国の公私出挙の不正回収・高利回収の禁止という京畿内諸国を対象とする三つの貧窮百姓救済策は、天平四年(732)以来の旱魃への対策という側面もあるが、直接的には Da の京畿内への使者派遣によって確かめた百姓困窮状況に対する対応であり、今回の京畿内諸国を直撃した地震への対策であったとみてよいだろう。G 私物で貧民救済をした大和国葛城郡百姓に授位しているのも、被災者救済への褒賞とみてよい。全体として地震被害救済策であるということが強く押し出されていないのは旱魃、厳格な節度使体制の重圧との複合疲弊と

いう状況下で、地震被害救済だけに限定できない事情があったからである。日発生から3カ月半後の七月十二日には責任は天皇一人にあると表明し、天下に大赦している⁽²⁶⁾。

3-3. 『出雲国計会帳』にみる天平六年地震対策

これまで述べてきた地震対策が実際に各国に対してどのように実施されていたのかを具体的に復元していく上で、『出雲国計会帳』解部の記事は重要な史料である。本稿では平川南氏の校訂版をもとに検討する⁽²⁷⁾。

四月七日に発生した地震に関する『出雲国計会帳』の関連記事は次のとおりである。

I (伯耆国送移)⁽²⁸⁾

天平六年

四月

十六日移太政官下符壹道 地震状

地震発生から9日後の四月十六日には伯耆国から出雲国へ「太政官符」(「地震状」)が「移」に添付されて到着していることがわかる。この「地震状」の内容は計会帳からはわからないが、太政官符が地震対策のなかでどう位置づけられるものか考えたい。

前述した『続日本紀』四月十二日条の神社看検使派遣記事はあくまでも「遣使」でしかも神社被害調査に限定したものであるため、国衙から国衙へ順送りに通送する「移」とは異なる。また十二日に平城京を出発して十六日に平城京から出雲国まで5日間で到着したことになり、平安遷都後の平安京—出雲間の公式行程8日間⁽²⁹⁾からしても短期間すぎる。飛駅・馳駅でもないかぎり不可能であるがこの「遣使」は飛駅・馳駅ではない。

また、各国からの政府への地震発生報告は前述の公式令国有瑞条の規定から「馳駅奏言」であるが、政府の「報符」が「勅符」なのか「官符」なのか、馳駅なのか脚力なのかは、事態の緊急性の程度によるだろう。国衙間の「移」で通送されているこの太政官符は馳駅ではなく、また出雲国から地震発生を告げる馳駅奏言に対する「報符」ではない。なぜなら、出雲—平城京間を往路馳駅・復路脚力で往復するなら10日間以上かかるからである。

そこで、この太政官符を次のように考えたい。すなわち、七日に畿内で地震が発生し、翌日八日畿内七道諸国に地震被害状況の報告を求める太政官符が出されたとすると、平城京から出雲まで9日間で届いたことになり、『延喜式』平安京—出雲間公式行程8日間に平安京—大和間の行程1日を加えた日数と一致する。したがってこの太政官符は、『続日本紀』には載っていない、被害状況報告を求めて四月八日付けで五畿

七道諸国に発給されたものと考えてよい。公式令受事条に「太政官施行詔勅、案成以後頒下者、各給_二写程_一、五十紙以下一日程、過_レ此以外毎_二五十紙以上_一加_二一日程_一、…(中略)…即軍機急速事_二有_レ促限_一者、皆当日出了」とあるように、地震もそのなかに含まれる「軍機急速事」の場合、詔勅が出た当日に太政官符で布達しなければならない。今回の地震被害調査は「急速」事項だから、規定通り六十余ヶ国分の太政官符を七日から八日にかけて作成して、八日に請印を経て発布したと考えられる。

計会帳の次の記事も、四月八日の被害調査を命じるこの太政官符に対応するものである。

J 隠岐国送移一拾貳条

(中略)

天平六年

(中略)

五月

三日移函貳合

一盛地震返抄解状

一盛置烽解状

(以下略)

天平五年八月から翌天平六年五月までの間に隠岐国から出雲国に送られた「移」十二条の中に、五月三日に隠岐国から出雲国に函入りの「地震返抄解状」を届ける「移」があった。「地震返抄解状」は「返抄」とあることから被害調査令に対する被害調査報告書であり、四月八日に太政官が発布して「移」によって通送されてきた被害調査令が伯耆国から出雲国に「移」されたのが四月十六日、出雲国から隠岐国に「移」を作成し、通送する使者が発するものが翌十七日として隠岐国に到着するのは十九日から二十日くらいになるだろう。隠岐国で調査報告書が作成されるのは(被害調査を含めて)二十一日から四月三十日くらいまでの約10日間、五月一日に隠岐国を出て三日に出雲国府に到着するという運びになる。出雲国では自国の被害調査報告書と石見国・隠岐国から「移」されてきた両国の報告書を一括して伯耆国に「移」し、通送によって平城京まで届けられるのである。平城京到着は五月十二日頃だろうか。

被害が集中したのは平城京と大和・河内両国を中心とした畿内諸国であったことは、Fの被害者救済策が京畿内に集中していることから明らかで、出雲国や隠岐国の調査報告書は、「官舎」「神社仏閣」「民屋」「道橋」「人・家畜」などの被害調査項目に対して機械的に「被害軽微」「被害なし」などと回答しただけの形式的な内容であったと思われる。そして、全国からの調査報告書の回収を待って、太政官(あるいは陰陽寮)でそれを集計して被害の全体像が計量的に把握され、

それにもとづいて作成された総括的被害状況報告書をもとに書かれたのが、A「大地震、壊_レ天下百姓廬舎_一、圧死者多、山崩川擁、地往々圻裂、不_レ可_レ勝数_一、」の記事ではないだろうか。五月下旬までには作成された被害調査報告書をもとに、F五月二十八日、京畿内諸国に被害救済対策を指令したものと推察できるだろう。

出雲国計会帳の次の記事は、B四月十二日の畿内七道諸国への神社被害状況調査のための遣使に対応するものである。

K 解弁官解文肆拾壹条

(天平六年五月)

一 十二日申送検看諸社返抄事

右附駅使内舍人從七位上平群朝臣人足進上

四月十二日に政府によって派遣された使が出雲国に到着して国司に神社検看を指示し、国司はその調査結果である「検看諸社返抄」である「解弁官解文」(=出雲国解)を作成し、1ヵ月後の五月十二日に駅使である「内舍人平群朝臣人足」に付して進上したというのである。内舍人には、天皇の命によって「内外」の「雑使」に「供奉」する職務があり(職員令中務省条および同条集解讃説)、平群人足は勅使として諸道に派遣された内舍人のうちの山陰道使だったのである。また使人は(勅旨を引用した)「官符」を国に下したら、必ず国司署名の「返抄」を弁官に提出しなければならなかった⁽⁶⁰⁾が、この「返抄」はたんなる国司の官符受領書ではなく調査結果報告書である。それは使人の任務が「検_レ看_レ被_レ地震_一神社_上」であったことから明らかである。しかし、使人の内舍人は道ごとに一人だったから、実際に内舍人自身が調査するのではなく、使人の内舍人は国司の調査報告書(「返抄」)をチェックして連署するだけだったであろう。使人が出雲国に到着したのが、「移」と同じく8日程度かかったとすれば⁽⁶¹⁾、四月二十日ごろであり、「返抄」作成・清書・封緘、使人内舍人平群人足への付託までを含めて調査期間は20日程度であり、十分な時間的余裕があったことがわかる。石見はもっと、隠岐はさらにもっと調査期間は短縮される。隠岐には使人が行く前に出雲から非公式の使者が伝えるのかもしれない。そして諸道諸国では京に近い国ほど調査日数は長くなる。このような悠長さは、前記の被害調査令の部分でも指摘したとおり、今回の地震が河内・大和両国を中心とする畿内諸国を範囲とする地震であることが地震発生から5日程立って次第に明らかになったからであろう。天人相関説から言えば、地震被害が全国に及んでいないこと、神社被害も全国に及んでいないことを確認することも重要なことであり、それは天皇の不徳が限定的である

との解釈を導くかもしれない。派遣された使には政府による神社被害調査命令を派遣先の国に伝え、それに対する地震被害調査結果を回収する役目を負わせていたのである。

今まで述べてきた『出雲国計会帳』の三つの記事の分析によって、地震発生に伴って「勅書」を引用した太政官符を「移」形式で行う逋送による被害調査命令と「遣使」による神社被害調査命令が具体的にいかに行われていたかを確認することができた。太政官一畿内七道諸国の緊密な連絡体制、国郡行政機構がそれを可能にしたのである。

以上が天平六年近畿地震に対する地震対策であるが、その分析を通じて「移」形式で行う逋送による被害調査命令と「遣使」による被害調査命令の具体的な運用方法を明らかにすることができた。この地震が失政すなわち節度使の軍備増強政策に対する神の怒りがあったと暗に判断されたこと、地震対策が節度使の軍事体制から平時体制への移行を促す役割を果たしたこと、五月に入って行われた種々の窮民救済政策が地震被害者救済策であったことも指摘できた。地震対策がそれ単独ではなく、他の政府の抱えた問題と関わりながら立案・実行されていくことの表れであるといえる。

3-4. 天平十七年美濃国地震対策

次に天平十七(745)年四月二十七日の美濃国地震(マグニチュード7.9)に端を発する大和群発地震への地震対策を検討する。その被害の様子は次のように記録されている。

A 『続日本紀』天平十七年四月二十七日条

是日通夜地震、三日三夜、美濃国櫓・館・正倉、仏寺堂塔、百姓廬舎、触処崩壊、(以下略)

A 美濃国で地震が起き、一晚中地震が止まない日が3日間続き、櫓・館・倉、寺の本堂や塔、百姓の家屋が破壊されるという被害があったらしい。それに続いて『続日本紀』天平十七年五月一日～十日、十六日、十八日に地震があったと連日記録されており、特に五月十八日の記事には「是月、地震異常、往々圻裂、水泉涌出」とあり、五月には地震の数が異常であり、地割れが各地で見られ、液状化現象も発生したと記録されている。この地震に対しては次の対策がとられている。

B 『続日本紀』天平十七年五月二日条

令_下京師諸寺、限_一一七日_一転_レ讀_レ最勝王經_上

C 『続日本紀』天平十七年五月八日条

於_二大安・薬師・元興・興福四寺_一、限_一三七日_一、令_レ讀_二大集經_一

D 『続日本紀』天平十七年五月十日条

讀_二大般若經_一於平城宮_一

B 五月二日には都の諸寺において7日間に限って(金光明)最勝王経を転読させ、C 八日には大安・薬師・元興・興福寺の四寺に21日間に限って大集経を読ませ、D 十日には大般若経を平城宮において読ませるといふ対策をしている。これらの地震対策の特徴として挙げられるのは読経による仏教的対策を実施していることである。逆にこれまでの地震対策としてみられた、山陵や神社への遣使調査がないことにも注意しなければならない。この読経政策は前述の慶雲四年の禁中仁王経講読対策で見られた仏教による「鬼神悉除去」の効力に期待したものである。また、度重なる読経の実施の背景には聖武天皇自身の強い仏教信仰も影響していると考えられ、保立道久氏は「大地震はあらためて仏教の地震観をクローズアップした可能性が高い」と指摘され、仏典における地震に対する言及の分析をされている⁴²⁹。氏は例えば『金光明経』(卷二)において「災異」が「疾疫・彗星・大地震動・暴風・飢饉」などと描写され、『大方広仏華嚴経』(卷四十六)には、仏の「十自在法」の一つとして「六種震動」を自在に操る能力が見え、『大方広仏華嚴経疏』(卷八)には、仏の「神力」は、第一に「諸魔」を制圧するためであり、第二に衆生を迷いから解き放つためであることを指摘し、聖武天皇はこれらに代表されるような仏教の「災異」を払いのける除災力に対して心酔し、仏教の力によって国難に打ち勝っていく鎮護国家思想を築いていったのだとされる。神社・天皇陵・有功王の墓への使の派遣、あるいは百姓の被災状況の調査を行っていた天平六年の地震対策に対して、天平十七年は読経によって地震を鎮めようとする地震対策になっている。この両者の違いの背景には、①天平十七年地震の規模や被害が天平六年地震ほどの切迫感がなく、具体的対策が指示されなかった、②群発的な地震の長期にわたる揺れへの茫漠とした恐怖から解放されたい、仏力にすがって安堵したいという願望が朝廷内とりわけ聖武天皇に強くあった、ということが推測される。

おわりに

本稿の要点を以下の五つの点にまとめてみたい。

- (i) 大化前代には古来の神祇信仰に基づく祭祀が中心であった。
- (ii) 天武朝に入ると、地方行政制度の整備に伴って地震被害が克明に報告されるようになり、一定の対策も行われた。
- (iii) 律令国家にとって地震は祥瑞等とともに「馳駢申上」させべき最重要事項であり、地震を含めた様々な災害によって発生する被災状況に対

応していくための令規定が存在した。

- (iv) 全国を画一的に統治する律令国家の実際の地震対策の事例として、天平六年の地震において、地震の原因を対外政策上の失政ととらえて節度使体制を解除する契機になったこと、この時期実施された種々の窮民救済策が地震被害者救済策であったことを明らかにし、『出雲国計会帳』から「遣使」による神社検看と「移」形式の文書伝達による地震被害状況調査の実態を復元した。
- (v) 天平十七年地震対策は天平六年と比べて地震被害が小さく、鎮護国家思想の興隆を背景とした仏力による地震鎮静化への期待も相まって度重なる読経が地震対策として行われた。

本稿では主に8世紀中葉までの地震対策に焦点を当てて論じてきた。次の課題として挙げられるのは9世紀以降の地震対策の解明と8世紀地震対策との比較・検討である。9世紀には8世紀以上に地震が頻発し、地震に対して具体的な被災者救済政策がとられている。例えば弘仁九(818)年七月に北関東を中心として発生した地震への対策は諸国に使者を派遣し、当年租調免除、賑恤、建物修理、死者の埋葬を指示している⁴³⁰。なぜ9世紀に8世紀にはない具体的な被災者救済政策が政府から指示されるようになったのか、その背景を含めて次稿以降で詳しく分析し、論じていきたい。

【脚注】

- (1) 保立道久『歴史のなかの大地動乱—奈良・平安の地震と天皇』(岩波新書 2012年)
- (2) 高橋一夫・田中弘明『古代の災害復興と考古学』(高志書院 2013年)
- (3) 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団『自然災害と考古学—災害・復興をぐんまの遺跡から探る』(上毛新聞社 2013年)他。
- (4) 安田政彦『歴史ライブラリー361—災害復興の日本史』(吉川弘文館 2013年)
- (5) 『日本書紀』允恭五(416)年七月十四日条
- (6) 宇佐見龍夫・石井寿・今村隆正・武村雅之・松浦律子『日本被害地震総覧 599~2012』(東京大学出版会 2013年)、国立天文台『理科年表 平成27年(机上版)』(丸善出版 2014年)を参照。これ以降の地震マグニチュードについても同様である。
- (7) 『聖徳太子伝暦』には同地震について「下_二勅天下_一、今年調庸租税並免、」とある。
- (8) 石母田正『日本の古代国家』第二章第四節(岩波

- 書店 1971年), 川副武嵐「四方国考<下>」(『東アジアの古代文化』24号 1980年)
- (9) 岡田重精「古代除災儀礼の諸相」(『皇学館大学紀要』第十輯 1972年)
- (10) 松村一良「『日本書紀』天武7年条にみえる地震と上津土塁跡について」(『九州史学』98号 1990年).: 松村一良・千田昇・寒川旭・松田時彦「天武七年の筑紫地震と水縄断層」(『地震予知連絡会会報』52号 1994年)他。
- (11) 早川庄八「律令制の形成」(『岩波講座日本歴史2』所収論文 1975年)
- (12) 『豊後国風土記』の記事は次のようである。「日田郡(中略)五馬山(在郡南)昔者此山有土蜘蛛名曰五馬媛因曰五馬山鳥浄御原宮御宇天皇御世戊寅年大有地震山崗裂崩此山一峽崩落温湯泉処々而出湯気熾熱飯早熟但一処之湯其穴似井口径丈余無知深淺水色如紺常不流聞人之声驚慄騰泥一丈余許今謂温湯是也」とある。
- (13) 岡村真「岡村真委員提供資料」(南海トラフの巨大地震モデル検討会第2回会合 内閣府ホームページ 2012年)
- (14) 石母田正『日本の古代国家』第四章(岩波書店 1971年)
- (15) 『続日本紀』天平十六年(744)五月朔日条
- (16) 賦役令集解水旱条所引慶雲三(706)年九月二十日格には「田有水旱虫霜、不熟之処、應免調庸者、四十九戸以下、国司檢実処分、五十戸以上、申太政官、三百戸以上奏聞、應申官者」とある。
- (17) 野尻忠「律令制下の賑給使と地方支配機構」(『史学雑誌』第110編第9号 2001年)
- (18) 『続日本紀』大宝元(701)年三月二十六日条
- (19) 寒川旭『地震の日本史』(中公新書 2007年)
- (20) 『続日本紀』大宝二(702)年八月八日条
- (21) 『興福寺略年代記』慶雲四(707)年六月二十三日条(『続群書類従』第八百五十七卷所収)
- (22) 『続日本紀』靈龜元(715)年5月25日・26日条
- (23) 天平六年五月七日に「移」形式で太政官符「許売買牛出界状」が伯耆国から出雲国へ到着している(その間14日かかっている)。また、天平六年六月四日に「移」形式で民部省符「健児正身田租免并雜徭減半状」が伯耆国から出雲国へ到着している(その間41日かかっている)。
- (24) 今津勝紀・隅元崇「天平六年の地震と聖武天皇」(『条里制・古代都市研究』22 2006年)によると、功のあった王とは高市皇子と推定される。
- (25) 下向井龍彦「軍縮と軍拡の奈良時代」(『歴博』71号 1995年)
- (26) 厳密には「(略)…其犯八虐、…(中略)…及常赦所不免、並不_レ在_レ赦例_一、」とあって、例外規定も存在している。
- (27) 平川南「出雲国計会帳・解部の復原」(『国立歴史民俗博物館研究報告 第三集』1984年)
- (28) 平川氏が復元された部分のはかっこづきで書いているため、そのまま引用した。
- (29) 『延喜主計式』の諸国日数行程では、京-出雲国について上日:15日, 下日:8日とある。
- (30) 公式令京官出使条には「凡京官、以公事出使、皆由太政官_一發遣、所_レ経歴_一処符移、弁官皆令_レ便送_一、還日、以_レ返抄_一送_レ太政官_一、若使人更不_レ向_レ京者、其返抄付_レ所在司_一、附_レ便使_一送、即事速者、差_レ專使_一送」とあり、公式令責返抄条には「凡諸使還日、皆責_レ返抄_一、」とある。
- (31) 平安京から出雲国府までの駅数は23駅である。基本的に駅は30里ごとに置かれたので、単純計算するとその距離は660里である。公式令行程条「凡行程、馬日七十里、歩五十里、車四十里、」の規定を援用すれば、馬の場合は9.4日程度、徒歩では13.2日程度かかる計算になる。
- (32) 保立道久『歴史の中の大地動乱-奈良・平安の地震と天皇』(岩波書店 2012年)
- (33) 『類聚国史』弘仁九(818)年八月十九日条

【主要参考文献・論文】

- 石母田正『日本の古代国家』(岩波書店 1971年)
- 岡田重精「古代除災儀礼の諸相」(『皇学館大学紀要』第十輯 1972年)
- 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団『自然災害と考古学 災害・復興をぐんまの遺跡から探る』(上毛新聞社 2013年6月)
- 寒川旭『地震の日本史』(中公新書 2007年)
- 高橋一夫・田中弘明『古代の災害復興と考古学』(高志書院 2013年)
- 野尻忠「律令制下の賑給使と地方支配機構」(『史学雑誌』第110編第9号 2001年)
- 平川南「出雲国計会帳・解部の復原」(『国立歴史民俗博物館研究報告 第三集』1984年)
- 保立道久『歴史のなかの大地動乱-奈良・平安の地震と天皇』(岩波新書 2012年)
- 松本卓哉「律令国家における災異思想-その政治批判の要素の分析-」(黛弘道編『古代王権と祭儀』吉川弘文館 1990年)
- 安田政彦『歴史ライブラリー361 災害復興の日本史』(吉川弘文館 2013年)